

令和5年5月2日

保護者様

群馬県立榛名高等学校  
校長 天田 徹也

### 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校教育にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなります。

5 類感染症への移行を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、対応が一部変更となります。概要は下記のとおりですので、十分にご承知の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方について

##### (1) 移行後においても引き続き対策を講じる事項

- ① 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の指手衛生や咳エチケットの指導

##### (2) 感染が流行している場合など活動場面によって措置を講ずる事項

- ① 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、身体的距離を確保すること
- ② 基礎疾患がある等の合理的な理由があると校長が認める場合、感染不安を理由に学校を休んでも欠席として扱わない

#### 2 移行後の見直し事項について

##### (1) 感染が判明した場合

- ① 出席停止の期間は、発症後から5日間、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
- ② 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する

##### (2) 濃厚接触者の取り扱い

- ① 濃厚接触者の特定は行われないうこととなり、行動制限等は行われないう
- ② 同居している家族が感染しても、本人の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としない

##### (3) その他

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合、自宅で休養することが重要で、無理して登校しない（感染及び合理的な理由が認められた場合、出席停止扱いとする）
- ② 軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはしない
- ③ 学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となる